

千葉県DMAT等運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等の自然災害、航空機・列車事故等の局地災害、新興感染症まん延及び武力攻撃災害等多数傷病者事案（以下「災害等」という。）が発生した際、被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うことができる日本DMAT及びCLDMAT（以下「DMAT等」という。）の千葉県における編成及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) DMAT

DMATとは、発災後概ね48時間以内に活動を開始できる機動性を持つ、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（日本DMAT）をいう。

(2) DMAT登録者

ア DMAT登録者とは、厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者をいう。

イ DMAT登録者は、災害等の急性期にDMATとして派遣される資格を有する。

ウ DMAT登録者は、日本DMAT検討委員会が定める資格の更新要件を満たし、5年ごとに資格を更新する。

(3) 統括DMAT登録者

ア 統括DMAT登録者とは、厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を修了し、厚生労働省に登録された者をいう。

イ 統括DMAT登録者は、災害等発生時に、DMAT本部の責任者として活動する資格を有する。

ウ 統括DMAT登録者は、日本DMAT検討委員会が定める資格の更新要件を満たし、定期的に資格を更新する。

(4) CLDMAT（Chiba Limited DMAT）

CLDMATとは、発災後概ね48時間以内に活動を開始できる機動性を持ち、県内における活動を目的として、県が認めた専門的な研修・訓練を受けた千葉県地域災害派遣医療チームをいう。

(5) CLDMAT登録者

ア CLDMAT登録者とは、県が実施する「CLDMAT隊員養成研修」を修了し、県に登録された者をいう。

イ CLDMAT登録者は、災害等の急性期にCLDMATとして派遣される資格を有する。

(6) CLDMATタスク

CLDMATタスク（以下「タスク」という。）とは、県が実施する「CLDMAT 隊員養成研修」等の研修や訓練等の運営に参画する意思があり、県に登録された者をいう。

(7) CLDMATインストラクター

ア CLDMATインストラクター（以下「インストラクター」という。）とは、県が実施する「CLDMAT 隊員養成研修」等の研修や訓練等の運営において中心的な役割を担う者で、県に登録された者をいう。

イ CLDMATインストラクターは、災害等発生時、千葉県内で日本DMATがマネージメントするDMAT活動の支援を行う。

(8) 災害医療本部

災害医療本部とは、県が災害対策本部を設置した場合、又は他都道府県への医療救護活動に関する支援のため必要と認められる場合に、医療に関する事務の指揮及び調整を行うために、健康福祉部に設置する組織をいう。

(9) 派遣救護部

派遣救護部とは、DMAT等を除く医療チームの派遣を調整するために、災害医療本部に設置する組織をいう。

(10) DMAT本部

DMAT本部とは、被災地内外で活動するDMAT等の指揮及び調整を行うために、災害医療本部に設置するDMAT調整本部、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所、DMAT・SCU指揮所及びDMAT域外拠点本部をいう。

なお、DMAT・SCU本部は、DMAT活動拠点本部を兼ねることができる。

(11) DMATロジスティックチーム

ア DMATロジスティックチームとは、DMAT調整本部等の本部業務において、統括DMAT登録者をサポートすることを主たる目的とするチームをいう。

イ DMATロジスティックチームは、主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を行う。

(12) DMATロジスティックチーム隊員

ア DMATロジスティックチーム隊員とは、厚生労働省等が実施する「DMATロジスティックチーム隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者をいう。

イ DMATロジスティックチーム隊員は、災害時にDMATロジスティックチームとして活動する資格を有する。

(13) DMAT指定医療機関

DMAT指定医療機関とは、次条第2項の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）に指定された医療機関をいう。

(14) CLDMAT指定医療機関

CLDMAT指定医療機関とは、第4条第2項の規定により知事に指定された医療

機関をいう。

(15) 広域医療搬送

ア 広域医療搬送とは、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含むものをいう。

イ 広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港に広域医療搬送拠点を設置して行う。

(16) 航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

SCUとは、主に航空搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるものをいう。

(17) 病院支援

病院支援とは、被災地域内の病院に対する医療の支援をいう。

なお、多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含むものとする。

(18) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものをいう。

なお、災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含むものとする。

(19) 現場活動

現場活動とは、災害等発生現場でDMAT等が行う医療活動をいう。

なお、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含むものとする。

(20) ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年6月27日法律第103号）に基づき、厚生労働省のドクターヘリ導入促進事業により都道府県等の救急医療政策の一環として運用されている医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターをいう。

なお、災害等発生時には、ドクターヘリ運航規程等に基づき、必要に応じてDMAT等の活動支援に活用することができるものとする。

(21) ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院とは、「ドクターヘリ導入促進事業」によりドクターヘリを配備された救命救急センターを所管する病院をいう。

(22) ロジスティクス

ロジスティクスとは、DMA T等の活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

なお、DMA T等の活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含むものとする。

(23) 地方ブロック

地方ブロックの名称及び当該ブロックに属する都道府県は、次のとおりとする。

ア 北海道ブロック：北海道

イ 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

ウ 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

エ 中部ブロック：富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

オ 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

カ 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

キ 四国ブロック：香川県、愛媛県、徳島県、高知県

ク 九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(DMA T指定医療機関の指定)

第3条 DMA T指定医療機関の要件は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関としてDMA T派遣を行う意志をもつこと
 - (2) DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと
 - (3) 災害拠点病院であることが望ましいこと
- 2 知事は、前項の要件を満たし、DMA Tの編成及び運営について協力を申し出た千葉県内の災害拠点病院又は救急告示病院をDMA T指定医療機関として指定する。
- 3 当初の指定期間は、知事が指定した日から指定した日が属する年度及びその後の4年間とする。
- 4 知事は、DMA T指定医療機関の要件を満たさなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。
- 5 知事は、第2項及び第4項に係る行為を行ったときは、厚生労働省に報告する。

(CLDMA T指定医療機関の指定)

第4条 CLDMA T指定医療機関の要件は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関としてCLDMA T派遣を行う意志をもつこと
 - (2) CLDMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと
 - (3) 救急告示病院であることが望ましいこと
 - (4) DMA T指定医療機関ではないこと
- 2 知事は、前項の要件を満たし、CLDMA Tの編成及び運営について協力を申し出た千葉県内の病院をCLDMA T指定医療機関として指定する。
- 3 知事は、CLDMA T指定医療機関の要件を満たさなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。

(DMA T指定医療機関の責務)

第5条 DMA T指定医療機関は、次の責務を有する。

- (1) 衛星携帯電話を含めた複数の通信手段を確保する。

- (2) 日本DMAT検討委員会が定める資器材及び活動服を整備するよう努める。
- (3) DMAT登録者の研修・訓練に努める。

(CLDMAT指定医療機関の責務)

第6条 CLDMAT指定医療機関は、次の責務を有する。

- (1) 衛星携帯電話を含めた複数の通信手段の確保に努める。
- (2) 日本DMAT検討委員会が定める資器材及び活動服を整備するよう努める。
- (3) CLDMAT登録者の研修・訓練に努める。

(指定の更新)

第7条 DMAT指定医療機関の指定の更新は、次のとおりとする。

1 DMAT指定医療機関

- (1) 知事は、5年ごとにDMAT指定医療機関の指定の更新を行う。
- (2) 指定の更新は、指定期間内にDMAT関東ブロック訓練に2回以上参加していることを要件とする。

なお、DMAT関東ブロック訓練に代えて政府総合防災訓練への参加事績を考慮する場合がある。

(DMAT隊員等の報告)

第8条 DMAT指定医療機関及びCLDMAT指定医療機関（以下「DMAT指定医療機関等」という。）の長は、別記様式第1号により毎年4月1日現在のDMAT等隊員名簿を知事に報告するものとする。

- 2 DMAT指定医療機関等の長は、DMAT等隊員名簿に変更があったときは、その都度報告するものとする。

(指名統括DMAT等)

第9条 知事は、通常時において、あらかじめ、統括DMAT登録者のうち災害等発生時にDMAT調整本部の責任者となる予定の者（以下「指名統括DMAT」という。）を複数指名する。

- 2 知事は、通常時において、あらかじめ、DMAT調整本部等の本部業務を担う予定の者（以下「指名DMAT」）を複数指名する。

(指名統括DMAT等の責務)

第10条 指名統括DMATは、次の責務を有する。

- (1) 通常時において行う、DMAT登録者への訓練、DMAT等に関する研修、県の災害医療体制に関する助言等
- (2) 通常時において行う、千葉県内の団体、医療機関における災害医療の対策及び訓練に対する指導及び助言等
- (3) 災害等発生時において、DMAT本部の責任者となること若しくはDMAT本部の責任者を補佐すること

- 2 指名DMATは、災害等発生時において指名統括DMATと共に本部業務を担う責務を有する。

(統括DMAT登録者の責務)

第11条 統括DMATは、次の責務を有する。

- (1) 通常時において行う、指名統括DMATの補佐
- (2) 災害等発生時において、DMAT本部の責任者となること若しくはDMAT本部の責任者を補佐すること

(CLDMATタスクの登録)

第12条 CLDMATインストラクターへの登録を希望する者は、まずタスクとして登録することとする。

2 タスクの登録要件は次のとおりとする。

- (1) CLDMAT隊員または日本DMAT隊員であること。
- (2) CLDMATに関する研修や訓練の運営への参画を希望していること。
- (3) 今後インストラクターの登録を希望していること。

3 タスクの登録を希望する者は、別記様式第11号を千葉県健康福祉部医療整備課へ提出することとする。

(CLDMATインストラクターの登録)

第13条 CLDMATインストラクターは、タスクの内原則として次の要件を満たす者から認定することとする。

- (1) タスクとして、CLDMAT隊員養成研修に4日以上参加している。
- (2) タスクとして、求められるCLDMAT隊員養成研修のすべての机上演習、実習を1回以上経験している。
- (3) CLDMAT技能維持研修及びインストラクター研修に受講生またはタスクとして参加していること。
- (4) 日本DMATインストラクターまたはCLDMATインストラクターの推薦を受けていること。

2 インストラクターの登録を希望する者は、別記様式第12号を千葉県健康福祉部医療整備課へ提出することとする。

(CLDMAT隊員資格の更新)

第14条 CLDMAT隊員の資格更新要件は、以下のとおりとする。

- (1) CLDMAT隊員の資格の更新は5年ごとに行われる。ただし、年度途中で隊員として認証を受けた場合は、認証を受けた当該年度及びその後4年間を、CLDMATの資格有効期間とする。
- (2) CLDMAT隊員の資格を更新するためには、資格有効期間内において、CLDMAT技能維持研修に2回以上、受講生またはインストラクター・タスクとして参加しなければならない。なお、技能維持研修の参加要件を満たさない場合は、大規模地震時医療活動訓練、DMAT関東ブロック訓練等への参加実績を考慮する。

(CLDMATインストラクター資格の更新)

第15条 CLDMATインストラクターの資格更新要件は、以下のとおりとする。

- (1) CLDMATインストラクターの資格の更新は2年ごとに行われる。ただし、年度途中でインストラクターとして認定を受けた場合は、認定を受けた当該年度及びその後2年間を、CLDMATインストラクターの有効期間とする。
- (2) CLDMATインストラクターの資格を更新するためには、資格有効期間内において、CLDMAT養成研修等に4日以上インストラクターとして参加し、かつ災害実動訓練に運営として1回以上参加しなければならない。

- 2 前項に定める資格更新と認める研修等は、別表1による。
- 3 インストラクター資格の更新を希望する者は、別記様式第13号を千葉県健康福祉部医療整備課へ提出することとする。

(訓練、研修)

- 第16条 知事は、DMAT隊員等の資質の向上を図るため、訓練、研修の場を確保するよう努めるものとする。特に、CLDMAT養成研修の質の維持及びCLDMAT隊員の技能の維持・向上を図るため、CLDMATインストラクター研修及びCLDMAT技能維持研修を定期的を開催することとする。
- 2 DMAT指定医療機関等の長は、国及び自治体等が実施する訓練、研修等に対し、DMAT隊員等を積極的に参加させるよう努めるものとする。

第2章 千葉県内における被災

(DMAT調整本部の設置)

- 第17条 災害医療本部長は、指名統括DMATと協議の上、必要があると判断したときは、速やかに災害医療本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。
- 2 DMAT調整本部の構成員は、DMAT登録者及び行政職員を基本とする。
 - 3 DMAT調整本部は、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れるものとする。
 - 4 災害医療本部を設置しない災害等の場合は、健康危機対策監の判断により、健康福祉部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。

(DMAT調整本部への出動及び派遣要請)

- 第18条 災害医療本部長（以下、災害対策本部が設置されない場合は「健康危機対策監」と読み替える）は、DMAT調整本部を設置したときは、直ちに指名統括DMAT、指名DMAT（以下、指名統括DMAT等という）に出動を要請するとともに、指名統括DMAT等が所属するDMAT指定医療機関に出動要請した旨を連絡する。
- 2 災害医療本部長は、DMAT調整本部が機能するために必要な人員について、DMAT指定医療機関に派遣を要請する。
 - 3 DMAT指定医療機関は、指名統括DMAT等の派遣に協力するとともに、DMAT調整本部へのDMATの派遣についても協力するよう努めるものとする。

(指名統括DMAT等の登庁)

- 第19条 指名統括DMAT等は、DMAT調整本部への出動を要請されたときは、速やかに本部要員となる自院DMATと共に登庁する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第24条第1項に規定する災害等が発生した場合は、速やかに本部要員となる自院DMATと共に登庁する。
 - 3 災害医療本部長は、出動要請した指名統括DMAT等の登庁について必要な支援を行う。

(DMAT調整本部長)

- 第20条 災害医療本部長は、登庁した指名統括DMATの中から、DMAT調整本部の責任者として、DMAT調整本部長を任命する。
- 2 災害医療本部長は、DMAT調整本部に指名統括DMATが不在の時は、自らDM

A T調整本部長を兼務し、又は代行する者を指名する。

(DMA T調整本部以外のDMA T本部)

第21条 DMA T調整本部長は、必要に応じてDMA T活動拠点本部及びDMA T・SCU本部及びその他の災害医療のために必要な対策を行う組織を設置することができる。

2 DMA T調整本部長は、前項に規定する本部等を設置したときは、各本部を設置する災害拠点病院に所属する統括DMA T及びDMA T並びに参集又は配置されたDMA Tの中から、必要な人員を本部員として配置する。

3 DMA T調整本部長は、第1項に規定する本部を設置したときは、各本部の責任者を任命する。

4 DMA T活動拠点本部長は、必要に応じてDMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所を設置することができる。

5 DMA T活動拠点本部長及びDMA T・SCU本部長は、必要に応じてDMA T・SCU指揮所を設置することができる。

6 DMA T活動拠点本部長及びDMA T・SCU本部長は、前2項に規定する本部を設置したときは、各本部に必要な人員を本部員として配置する。

7 DMA T活動拠点本部長及びDMA T・SCU本部長は、第4項及び第5項に規定する本部を設置したときは、各本部の責任者を任命する。

(業務)

第22条 以下の項に掲げる組織等の構成員は、それぞれ当該各項に定める業務を行う。

1 DMA T調整本部

(1) 千葉県内で活動する全てのDMA T等の指揮及び調整

(2) 各本部等の設置、指揮及び調整

(3) 千葉県内におけるDMA T等活動方針の策定

(4) 千葉県内の病院等の被災情報等の収集

(5) 千葉県内で活動するDMA T等、医療機関へのロジスティクス

(6) 地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保の調整

(7) 県災害対策本部、災害医療本部等との連絡及び調整

(8) 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整

(9) 医師会、災害拠点病院等と連携して行う、災害医療本部派遣救護部におけるコーディネート機能の支援

(10) ドクターヘリの運航と運用に関わる調整

(11) 厚生労働省との情報共有

(12) 千葉県内DMA T指定医療機関等に対するDMA T等派遣要請

(13) 他都道府県に対するDMA T派遣要請

(14) 撤収及び追加派遣の必要性の判断

(15) その他必要な事務

2 DMA T活動拠点本部

(1) 参集したDMA T等の指揮及び調整

(2) 管内におけるDMA T等活動方針の策定

(3) 管内のDMA T病院支援指揮所及びDMA T現場活動指揮所の指揮

(4) 管内の病院等の被災情報等の収集

(5) 千葉県内で活動するDMA T等、医療機関へのロジスティクス

(6) DMA T調整本部、災害医療本部（派遣調整班を含む。）、市町村災害対策本部、

合同救護本部等との連絡及び調整

- (7) 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- (8) 医師会、保健所等と連携し、合同救護本部等におけるコーディネート機能の支援
- (9) ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- (10) 厚生労働省との情報共有
- (11) その他必要な事務

3 DMA T病院支援指揮所及びDMA T現場活動指揮所

DMA T活動拠点本部の指示に基づく、当該DMA T活動拠点本部の業務の一部

4 DMA T・SCU本部

- (1) 参集したDMA Tの指揮及び調整
- (2) 診療部門、医療搬送部門の設置及び運営
- (3) 広域医療搬送等に関する情報収集
- (4) 広域医療搬送患者の情報管理
- (5) 搬送手段の調整
- (6) 地域における受入医療機関の調整
- (7) DMA T、医療機関へのロジスティクス
- (8) DMA T調整本部、災害医療本部、市町村災害対策本部等との連絡及び調整
- (9) 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- (10) ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- (11) 厚生労働省との情報共有
- (12) SCUにおいて使用する医療資器材・医薬品等の調達（県及び厚生労働省に依頼）
- (13) その他必要な事務

5 SCU

- (1) SCUに收容された患者の症状を安定化させるための治療、及び搬送における優先順位を決定するためのトリアージ等
- (2) 医療資器材・医薬品等の使用状況の把握、及びDMA T・SCU本部への調達等の依頼

(待機要請)

第23条 知事は、災害等の発生によりDMA T等の派遣が必要となる可能性があるときは、別記様式第2号によりDMA T指定医療機関等の長に対し待機を要請するものとする。

2 DMA T指定医療機関等の長は、次の事項に該当するときは、要請の有無にかかわらずDMA T等を待機させるものとする。

- (1) 千葉県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 千葉県内に大津波警報が発表された場合
- (3) 千葉県内で大規模な航空機事故が発生した場合
- (4) 千葉県内で発生した事故等で20名以上の死傷者が見込まれる場合

3 DMA T指定医療機関等の長は、DMA T等の待機を開始したときは、別記様式第3号により知事に報告するものとする。

4 知事は、DMA T等の派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、別記様式第4号により待機を解除するものとする。

(派遣要請の基準)

第24条 派遣要請については、原則として次の基準に基づき必要性を判断する。

- (1) 震度6弱の地震又は死者が2名以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害等の場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請
- (2) 震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害等の場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣及び必要に応じて関東ブロックに属する都県に対してDMA Tの派遣を要請
- (3) 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害等の場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請及び必要に応じて関東ブロックに属する都県、東北及び中部ブロックに属する県に対してDMA Tの派遣を要請
- (4) 南海トラフ地震（東海地震、東南海・南海地震を含む）又は首都直下型地震の場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請及び必要に応じて全国の都道府県に対してDMA Tの派遣を要請
- (5) 大規模な自然災害が発生した場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請
- (6) 武力攻撃災害等多数傷病者事案が発生した場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請
- (7) 新興感染症に係る患者が増加し、通常の千葉県内の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合
千葉県内DMA T指定医療機関等に対してDMA T等の派遣を要請及び必要に応じて他の都道府県に対してDMA Tの派遣を要請

(派遣要請)

第25条 知事は、次の事項に該当すると認めるときは、別記様式第5号によりDMA T指定医療機関等の長に対しDMA T等の派遣を要請するものとする。

- (1) 前条に定める基準に該当する災害等に対応するため、DMA T等が出動することが効果的であると認められる場合
- (2) 次条第2項の依頼があった場合
- (3) 前2号に定めるほか、知事が特に必要と認めた場合

(派遣要請の特例)

第26条 被災地の市町村長又は消防機関の長は、千葉県内における局地的な災害等の発生に係る初期対応において、前条第1号に該当すると認められるときは、別記様式第6号により千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援統括消防機関（以下「統括消防機関」という。）に知事に対してのDMA T等の派遣要請を依頼することができるものとする。

- 2 統括消防機関は、前項の規定により依頼があったときは、別記様式第6号により知事に対しDMA T等の派遣要請を依頼する。ただし、緊急やむを得ない事情により知事に依頼する暇がないときは、DMA T指定医療機関等の長に対してDMA T等の派遣を要請することができるものとする。
- 3 前項ただし書きの規定によりDMA T等の派遣を要請したときは、統括消防機関は、

別記様式第7号により速やかに知事に報告するものとする。

- 4 第2項ただし書きの規定によるDMAT等の派遣は、知事の要請に基づくものとみなす。
- 5 知事は、DMAT調整本部設置前においてDMAT等の派遣の必要性があると認めるときは、原則として指名統括DMATの意見を聴いて、DMAT指定医療機関等又は他都道府県等に派遣を要請する。

(DMATの編成)

第27条 DMAT隊員は、DMAT指定医療機関の職員で厚生労働省が認証したDMAT登録者とする。

- 2 DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。
- 3 DMATの派遣にあたっては、想定される活動内容に即した隊員構成によるものとする。なお、県外に派遣する場合で、特に必要があると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、CLDMAT登録者を隊員構成に含めることができる。ただし、原則としてCLDMAT登録者のみで隊員構成することはできない。
- 4 DMATの派遣にあたっては、DMATを構成する隊員の中からリーダーを選定するものとする。

(CLDMATの編成)

第28条 CLDMAT隊員は、DMAT指定医療機関等の職員で厚生労働省が認証したDMAT登録者及び千葉県が認証したCLDMAT登録者とする。

- 2 CLDMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。
- 3 CLDMATの派遣にあたっては、想定される活動内容に即した隊員構成によるものとする。
- 4 CLDMATの派遣にあたっては、CLDMATを構成する隊員の中からリーダーを選定するものとする。

(DMAT等の活動)

第29条 DMAT等は、知事からの派遣要請を受け、DMAT指定医療機関等から派遣され、活動を行う。

- 2 DMATは、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。
- 3 CLDMATは、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。
- 4 DMAT等は、前2項の活動の外、必要に応じ、本部業務のサポート、病院支援、初期の避難所救護所での活動のサポートや情報収集等を担うロジスティクス等を行う。

(派遣)

第30条 DMAT等は、所属するDMAT指定医療機関等の長の命により出動する。

- 2 DMAT指定医療機関等の長は、DMAT等の派遣要請を受けたときは、DMAT等を派遣するものとする。ただし、DMAT等の派遣により病院運営に多大な支障が生じる恐れがある場合は、派遣しないことができる。
- 3 DMAT指定医療機関等の長は、DMAT等派遣を決定したときは、別記様式第8号により速やかに知事に報告するものとする。ただし、第26条第2項ただし書きに基

づく要請に対する報告は統括消防機関とする。

- 4 移動手段は、各DMA T等が確保することを原則とする。
- 5 DMA T等は、派遣を要請した者又は派遣を要請した者が指定する機関（消防、警察、自衛隊、医療機関等）若しくはDMA T本部の統制下において活動を行うものとする。
- 6 知事の要請により派遣されたDMA T等は、DMA T指定医療機関等の長を通じて、別記様式第10号より活動記録を知事に提出するものとする。

（派遣の特例）

- 第31条 DMA T指定医療機関等の長は、第25条に該当すると認められる場合で緊急やむを得ない事情により知事の要請を受ける前にDMA T等を派遣する必要があると判断した場合は、DMA T等を派遣することができる。
- 2 前項の規定によりDMA T等を派遣したときは、別記様式第9号により速やかに知事に報告しその承認を得るものとする。
 - 3 前項の規定により知事が承認したDMA T等の派遣は、知事の要請に基づくものとみなす。

（DMA T等活動に対する支援等）

- 第32条 知事は、DMA T等の派遣を要請したときは、参集場所等の連絡調整、DMA T等間及び他機関との連絡調整、その他DMA T等活動に必要な調整を行うものとする。
- 2 統括消防機関は、第26条の規定に基づきDMA T等の派遣要請を依頼したときにおいて必要と認めるときは、被災現場までDMA T等を緊急車両により搬送するため、出動するDMA T等の直近の対応可能な消防機関に対し、千葉県消防広域応援基本計画に基づく応援要請を行うものとする。

（ドクターヘリの活用）

- 第33条 知事は、必要に応じてドクターヘリを地域医療搬送及び広域医療搬送、DMA T等の移動、患者の搬送、医療資器材の輸送などのロジスティクス等に活用することができる。
- 2 ドクターヘリ基地病院から派遣されたDMA T等は、被災地域内に参集した複数のドクターヘリの運航と運用について可能な限り支援を行う。
 - 3 ドクターヘリを運航する航空会社は、DMA T等の活動やロジスティクスのために、安全を確保しつつ可能な限り支援を行う。
 - 4 知事は、ドクターヘリによるDMA Tの派遣等に関して、ドクターヘリ運航規程等に基づいて必要な支援を行う。

（他都道府県への派遣）

- 第34条 千葉県内において被災している状況であっても、他都道府県からのDMA T派遣要請がある場合は、知事と協議の上、DMA T調整本部において派遣の可否について検討する。
- 2 DMA Tを派遣しようとする場合の手続きについては、県内への派遣手続きに準じるものとする。
 - 3 災害医療本部が廃止されても他都道府県への派遣が継続している場合は、DMA T調整本部は健康福祉部の指揮下に継続設置するものとする。

第3章 他都道府県における被災（県内に大規模な被害がない場合）

（DMA T調整本部の設置等）

第35条 健康危機対策監（以下、災害医療本部が設置された場合は災害医療本部長と読み替える）は、指名統括DMA Tと協議の上、必要があると判断したときは、速やかに健康福祉部の指揮下にDMA T調整本部を設置する。

2 DMA T本部の構成員は、DMA T登録者及び行政職員を基本とする。

3 DMA T調整本部は必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れるものとする。

（DMA T調整本部への出動及び派遣要請）

第36条 健康危機対策監は、DMA T調整本部を設置したときは、直ちに指名統括DMA T等に出動を要請するとともに、指名統括DMA T等が所属するDMA T指定医療機関に出動要請した旨を連絡する。

2 健康危機対策監は、DMA T調整本部が機能するために必要な人員について、DMA T指定医療機関に派遣を要請する。

（指名統括DMA T等の登庁）

第37条 指名統括DMA T等は、DMA T調整本部への出動を要請されたときは速やかに本部要員となる自院DMA Tと共に登庁する。

2 前項の規定にかかわらず、第42条第1号に規定する死者数をはるかに超えることが予想されるときは、出動を要請されなくても指名統括DMA T等の判断で速やかに本部要員となる自院DMA Tと共に登庁する。

（DMA T調整本部長）

第38条 健康危機対策監は、出動要請した指名統括DMA Tの中から、DMA T調整本部長を任命する。

2 健康危機対策監は、DMA T調整本部に指名統括DMA Tが不在の時は、代行する者を指名する。

3 DMA T調整本部長は、千葉県DMA T及び千葉県内で活動する県外DMA Tの活動に関することを調整する。

（DMA T域外拠点本部）

第39条 DMA T調整本部長は、必要に応じてDMA T域外拠点本部を設置する。

2 DMA T調整本部長は、前項に規定する本部を設置するときは、先着したDMA Tに本部の立上げを指示するとともに当面の責任者として任命する。

3 先着したDMA Tの責任者が統括DMA T登録者でない場合は、統括DMA T登録者が到着後に、先着したDMA Tの責任者は統括DMA T登録者に権限を委譲する。

4 DMA T域外拠点本部は、必要に応じてSCUを設置する。

（業務）

第40条 以下の項に掲げる組織等は、それぞれ当該各項に定める業務を行う。

1 DMA T調整本部

（1）千葉県DMA Tの派遣調整の補助

（2）DMA T域外拠点本部の設置、指揮及び調整

- (3) 被災情報等の収集
- (4) 被災地で活動する千葉県DMATへのロジスティクス
- (5) 被災地のDMAT都道府県調整本部との連絡及び調整
- (6) 自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- (7) 厚生労働省との情報共有
- (8) その他必要な事務

2 DMAT域外拠点本部

- (1) 参集したDMATの指揮及び調整
- (2) 広域医療搬送等に関する情報収集
- (3) 広域医療搬送患者の情報管理
- (4) 搬送手段の調整
- (5) 地域における受入医療機関の調整
- (6) 機材などの調達に関わる調整
- (7) DMAT派遣の調整
- (8) DMAT都道府県調整本部、都道府県災害医療本部、都道府県災害対策本部等との連絡及び調整
- (9) 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- (10) 厚生労働省との情報共有
- (11) その他必要な事務

3 SCU

- (1) SCUに収容された患者の症状を安定化させるための治療や、搬送の優先順位を決定するためのトリアージ等
- (2) 医療資器材・医薬品等の使用状況の把握及び必要に応じて行うDMAT・SCU本部を通じての県及び厚生労働省への調達等の依頼

(待機要請)

第41条 知事は、他都道府県での災害等の発生によりDMATの派遣が必要となる可能性があるときは、指名統括DMATと協議の上、別記様式第2号によりDMAT指定医療機関の長に対し待機を要請するものとする。

2 DMAT指定医療機関の長は、次の事項に該当するときは、要請の有無にかかわらずDMAT等を待機させるものとする。

- (1) 東京23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 関東ブロックに属する都県において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び特別警報が発出された場合
- (3) 東北及び中部ブロックに属する県において、震度6強の地震が発生した場合
- (4) 震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
- (5) 関東ブロックに属する都県において、大規模な航空機事故が発生した場合

3 前項(1)から(4)までに基づく待機は、厚生労働省(DMAT事務局を含む)が解除する。知事は、引き続き待機が必要と判断した場合、別記様式第2号によりDMAT指定医療機関の長に対し改めて待機を要請するものとする。

4 DMAT指定医療機関の長は、DMAT等の待機を開始したときは、別記様式第3号により知事に報告するものとする。

5 知事は、DMAT等の派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、別記様式第4号により待機を解除するものとする。

(派遣要請の基準)

第42条 派遣要請については、原則として次の基準に基づき必要性を判断する。

- (1) 関東ブロックに属する都県において、震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害等の場合
- (2) 関東ブロックに属する都県、東北ブロックに属する県及び中部ブロックに属する県において、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害等の場合
- (3) 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下地震の場合
千葉県内DMAT指定医療機関に対してDMATの派遣を要請

(派遣要請)

第43条 知事は、次の事項に該当すると認めるときは、別記様式第5号によりDMAT指定医療機関の長に対しDMAT等の派遣を要請するものとする。

- (1) 前条に定める基準に該当する災害等に対応するため、被災地域の都道府県知事等からDMATの派遣要請があった場合
- (2) 前項に定めるほか、知事が特に必要と認めた場合

(準用)

第44条 第2章千葉県内における被災第27条から第32条第1項まで、及び第33条の規定は、第3章 他都道府県における被災(県内に大規模な被害がない場合)について準用する。この場合において、第31条第1項中「第25条」とあるのは、「第43条」と読み替えるものとする。

第4章 費用負担等

(費用負担)

第45条 DMAT指定医療機関等の長は、知事との間で締結する協定に基づき、知事の要請により行ったDMAT等の派遣に要した費用を請求することができる。

- 2 ドクターヘリ基地病院であるDMAT指定医療機関等の長は、知事の要請により行ったドクターヘリの活用に要した費用を請求することができる。
- 3 ドクターヘリ基地病院は、前項に係る費用について、あらかじめドクターヘリを運航する航空会社と協議し、その内容を知事に報告する。

(補償)

第46条 DMAT等の医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険に加入する。

(日本赤十字社千葉県支部との協働)

第47条 日本赤十字社千葉県支部が設置する病院の救護班は、本要綱におけるDMAT等と協働して活動するものとする。

- 2 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社千葉県支部が協議の上、決定するものとする。

(補足)

第48条 この要綱に定めるもののほか、DMATの運営に関し必要な事項は、日本DMAT活動要領等を勘案して、知事が定める。

別表1 CLDMATインストラクター資格の更新要件とする研修一覧

CLDMAT養成研修
CLDMAT技能維持研修
CLDMATインストラクター研修
日本DMAT隊員養成研修
日本DMAT隊員技能維持研修
統括DMAT研修
統括DMAT技能維持研修
都道府県ローカルDMAT研修

附 則

- 1 この要綱は平成19年3月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成25年7月19日から改正、施行する。
- 2 この要綱は平成28年1月25日から改正、施行する。
- 3 この要綱は平成30年5月31日から改正、施行する。
- 4 この要綱は令和6年4月12日から改正、施行する。

DMA T等隊員名簿

病院名

NO.

	DMAT・CL DMATの別	所属課 係名	職種	フリガナ 氏 名	生年月日	DMAT等 研修修了日	登録年月日 登録番号	有効期限 (DMATのみ)	統括DMAT 研修受講日	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※ DMAT隊員、CLDMAT隊員、日本DMAT隊員養成研修受講予定者の順に記入すること。

※ 備考欄には直近の技能維持研修受講日及びブロック訓練参加日を記入すること。

様式第 2 号 (第 2 3 条第 1 項関係)

DMA T 待機要請書

年 月 日

DMA T 指定医療機関等の長 様

千葉県知事

DMA T 待機要請について

災害等の発生により DMA T 等の派遣が必要となる可能性があるので、千葉県 DMA T 等運営要綱第 2 3 条第 1 項の規定に基づき貴機関の DMA T 等の待機を要請します。

なお、待機を開始したときは、千葉県 DMA T 運営要綱第 2 3 条第 3 項の規定に基づき DMA T 等の待機開始報告書を提出願います。

記

1 待機要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 待機対象	<input type="checkbox"/> DMA T <input type="checkbox"/> CLDMA T
3 待機人員	<input type="checkbox"/> 医師 名 <input type="checkbox"/> 看護師 名 <input type="checkbox"/> 薬剤師 名 <input type="checkbox"/> 業務調整員 名
4 特記事項	<input type="checkbox"/> 月 日 時までに派遣要請がないときは、待機解除とする。(待機解除通知は省略)

様式第3号 (第23条第3項関係)

DMA T 待機開始報告書

年 月 日

千葉県知事 様

(DMA T指定医療機関等の長)

DMA T 待機開始報告について

DMA T等の待機を開始したので、千葉県DMA T等運営要綱第23条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 待機開始日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
2 待機人員	医 師	看 護 師	薬 剤 師	業 務 調 整 員	計
	名	名	名	名	名
	(備考)				
3 特記事項					

様式第 4 号 (第 2 3 条第 4 項関係)

DMA T 待機解除通知書

年 月 日

DMA T 指定医療機関等の長 様

千葉県知事

DMA T 待機要請の解除について

災害等の発生により DMA T 等の派遣が必要となる可能性がないと見込まれるので、貴機関の DMA T 等の待機を解除します。

記

1 待機解除日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 特記事項	

様式第5号(第25条関係)

DMAT等派遣要請書

年 月 日

DMAT指定医療機関等の長 様

千葉県知事

DMAT等派遣要請について

災害等の発生によりDMAT等の派遣が必要と認められるので、千葉県DMAT等運営要綱第25条の規定に基づき貴機関のDMAT等の派遣を要請します。

記

1 派遣要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
2 派遣人員	医師	看護師	薬剤師	業務調整員	計
	名	名	名	名	名
	(備考)				
3 派遣先					
	(派遣要請依頼機関がある場合) 機関名：				
4 参集場所					
5 被災状況					
6 特記事項					

(被災消防機関→統括消防機関)

様式第6号(第26条第1項、第2項関係)

DMA T等派遣要請依頼書

年 月 日

統括消防機関の長 様

消防(局)長

DMA T等派遣要請依頼について

災害等の発生によりDMA T等の派遣が必要と認められるので、千葉県DMA T等運営要綱第26条第1項の規定に基づき下記のとおりDMA T等の派遣要請を依頼します。

記

1 依頼日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
2 被災地を 所管する 消防機関	消防機関名	消防(局)本部	
	担当課名		
	電話番号		
	FAX番号		
3 派遣先	市・町・村	地先	
	(災害現場)	
4 被災状況	■ 種別	交通災害(自動車・鉄道・航空機・船舶) 爆発・崩壊(崩落)・火災・水難(水害) 中毒(疑いを含む)・NBC災害(疑いを含む) その他()	
	■ 負傷者数	約 名	
5 特記事項			

(統括消防機関→知事又はDMA T指定医療機関等)

DMA T等派遣要請(依頼)書

年 月 日

- 千葉県知事 様
- DMA T指定医療機関等の長 様

(統括消防機関)

消防(局)長

DMA T等派遣要請(依頼)について

- 上記のとおり派遣要請を依頼します。(第26条第2項)
- 上記のとおり派遣要請します。(第26条第2項ただし書き)

(統括消防機関→県)

様式第7号(第26条第3項関係)

DMA T等派遣要請報告書

年 月 日

千葉県知事 様

(統括消防機関)
消防(局)長

DMA T等派遣要請の報告について

年 月 日に発生した局地的な災害等において、緊急やむを得ない事情により同要綱第26条第2項ただし書きの規定に基づき別紙(様式第6号)のとおりDMA T等の派遣を要請したので報告します。

(DMAT指定医療機関等→県又は統括消防機関)

様式第8号(第30条第3項関係)

DMAT等派遣報告書

年 月 日

- 千葉県知事 様
 統括消防機関の長 様

(DMAT指定医療機関等の長)

DMAT等の派遣について

DMAT等の派遣について、下記のとおり決定したので、千葉県DMAT等運営要綱第30条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 派遣日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
2 派遣人員	医 師	看 護 師	薬 剤 師	業 務 調 整 員	計
	名	名	名	名	名
	(備考)				
3 派遣先					
4 移動方法	<input type="checkbox"/> DMAT指定医療機関等の車両 <input type="checkbox"/> 消防機関の緊急車両 (DMAT等乗車場所：) <input type="checkbox"/> その他 ()				
5 特記事項					

様式第9号(第31条第2項関係)

DMA T等派遣に係る承認依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

(DMA T指定医療機関等の長)

DMA T等派遣に係る承認依頼について

年 月 日に発生した災害等において、千葉県DMA T等運営要綱第25条に該当すると認め、緊急やむを得ない事情により同要綱第31条第2項の規定に基づき別紙(様式第8号)のとおりDMA T等を派遣したので承認願います。

(県→DMA T指定医療機関等)

DMA T指定医療機関等の長 様

上記について、承認する ・ 承認しない。

年 月 日

千葉県知事

様式第10号(第30条第6項関係)

DMAT等活動記録報告書

報告日 年 月 日

報告者	職名		氏名		
医療機関名					
出動隊員名 (職種・氏名)	リーダー				
	隊員				
出動年月日	年 月 日 (曜日)				
時間経過	■ 出動要請を受信した時刻 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出動時刻 ・ 到着時刻 ・ 退場時刻 ・ 帰院時刻 			時	分
出動場所					
災害等の概要					
要請内容					
活動内容					
特記事項					

様式第 1 1 号 (第 1 2 条第 3 項関係)

CLDMAT タスク登録申請書

申請日	
(ふりがな) 申請者の氏名	
申請者の所属先名	
申請者のメールアドレス ※携帯アドレス以外	
申請者の隊員登録職種	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 業務調整員
申請者の隊員登録番号	<input type="checkbox"/> 日本DMAT (登録番号 :) <input type="checkbox"/> CLDMAT (登録番号 :)

推薦者名	
推薦者の所属先・役職	

CLDMATインストラクター登録申請書（医師）

1 基本情報

申請日	
(ふりがな) 申請者の氏名	
申請者の所属先名	
申請者のメールアドレス ※携帯アドレス以外	
申請者の隊員登録番号	<input type="checkbox"/> 日本DMAT（登録番号： ） <input type="checkbox"/> CLDMAT（登録番号： ）

2 評価表

講義名	評価者	適・否	日付
実習 災害現場での情報通信			
実習 広域災害救急医療情報システム			
トリアージ（演習・タグ記入）			
シミュレーション局地災害（現場活動）			
シミュレーション局地災害（救護所運営）			
トリアージ実習			
現場救護所模擬診療			
シミュレーション病院支援受け入れ			
実戦訓練 現場救護所			

3 推薦者情報

推薦者名	
推薦者の所属先・役職	

CLDMATインストラクター登録申請書（看護師）

1 基本情報

申請日	
(ふりがな) 申請者の氏名	
申請者の所属先名	
申請者のメールアドレス ※携帯アドレス以外	
申請者の隊員登録番号	<input type="checkbox"/> 日本DMAT（登録番号： ） <input type="checkbox"/> CLDMAT（登録番号： ）

2 評価表

講義名	評価者	適・否	日付
実習 災害現場での情報通信			
実習 広域災害災害医療情報システム			
トリアージ（演習・タグ記入）			
シミュレーション局地災害（現場活動）			
シミュレーション局地災害（救護所運営）			
トリアージ実習			
看護師ワークショップ			
シミュレーション病院支援受け入れ			
実戦訓練 現場救護所			

3 推薦者情報

推薦者名	
推薦者の所属先・役職	

CLDMATインストラクター資格更新申請書

年 月 日

千葉県DMAT検討部会長 様

所属

氏名

CLDMATインストラクター資格更新の申請について

県が実施する「CLDMAT隊員養成研修」等の研修や訓練の運営に引き続き参画する
意思があるので、CLDMATインストラクター資格の更新を申請します。

1 基本情報

申請日	
(ふりがな) 申請者の氏名	
申請者の所属先名	
申請者のメールアドレス ※携帯アドレス以外	
申請者の隊員登録番号	<input type="checkbox"/> 日本DMAT（登録番号： ） <input type="checkbox"/> CLDMAT（登録番号： ）
インストラクター資格取得日	

2 更新要件

インストラクターとしての参加実績	研修名（実施期間）
	研修名（実施期間）
訓練参加実績	訓練名（実施期間）